

税の申告が始まります

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

いずれも午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

▷市役所5階所得税の確定申告会場は、午後4時で受け付け終了です。

申告会場

市役所5階 大会議室

2月18日(月)～3月15日(金)

多度地区市民センター2階202会議室

2月21日(木)～2月28日(木)

長島地区市民センター1階

3月4日(月)～3月11日(月)

申告の際の留意事項

- 市役所5階の申告会場は、所得税の確定申告会場(税務署職員対応)と市・県民税の申告会場(市役所職員対応)に分かれており、それぞれ受け付けが異なりますので注意してください。
- 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 確定申告期間中は、桑名税務署で確定申告の相談および申告は行いません。
- 申告期間前の税務署での申告相談は電話などによる「事前予約」をされた人を対象に行っています。
- 多度・長島地区市民センターの申告会場では、市・県民税の申告のほか、簡易な確定申告に限り受け付けます。次の申告をする場合は、市役所5階の確定申告会場にお越しください。
 - 過年分を申告する人
 - 青色申告をする人
 - 譲渡所得・分離課税所得のある人
 - 住宅借入金等特別控除を受ける人
 なお、これらに限らず、市役所5階の確定申告会場での受け付けをお願いする場合があります。
- 作成済みの確定申告書を郵送で提出する場合は、桑名税務署(〒511-8510 江場7-6)へ、作成済みの市・県民税申告書を郵送で提出する場合は、税務課(〒511-8601 中央町2丁目37)へ送付してください。

申告に必要なもの

【必ず必要なもの】

- 印鑑 筆記用具 申告書(事前送付されている人)
- 本人確認書類(マイナンバーカードまたは個人番号通知カード+運転免許証、パスポート、健康保険証など)

【平成30年中の所得を明らかにできる書類】

- 給与、公的年金収入がある人…源泉徴収票の原本 営業・農業・不動産などの所得がある人…収支がわかるもの
- 配当・一時・雑所得がある人…支払通知書などその所得を証明する書類

【控除を受けるために必要な書類(主なもの)】

- 医療費控除…医療費控除の明細書
- 特例医療費控除…セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- 生命・地震・社会保険料控除…保険料支払証明書 障害者控除…障害者手帳(障害者手帳をお持ちでない人で、介護保険の要介護認定を受けており一定の条件に該当する人は障害者控除対象者認定書)
- 配偶者特別控除…配偶者の所得金額がわかるもの

■所得税の還付を受けようとする場合は、申告者本人名義の預金口座情報がわかるもの

■まちづくり拠点施設では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書を交付できません。

申告をしないと、どうなるの?

国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合がありますので、忘れずに申告してください。

平成31年1月から、「スマホ」で申告できるようになりました!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。確定申告会場にも、ご自身のスマートフォンやタブレットを利用して確定申告書の作成を行うコーナーを設けていますので、ぜひご利用ください。

所得税および市・県民税申告フローチャート

下記の場合は下表にかかわらず、所得税の確定申告が必要です。

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合
 - ・各種控除（社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など）を追加・変更する場合
- ▷所得税の納付・還付がない場合は、市・県民税の申告となります。

収入種類	申告内容	申告種類
・収入なし ・非課税収入のみ (遺族年金、障害年金など)	・税法上、誰の扶養にもなっていない ・桑名市在住でない親族の税法上の扶養である	市・県民税の申告
	・桑名市在住の親族の税法上の扶養である	申告不要
公的年金収入	・公的年金収入が400万円以下で、ほかの所得がなく、年金の源泉徴収票の内容に変更がない ・公的年金収入が400万円を超える	申告不要
	・公的年金収入以外の所得が20万円を超える	所得税の確定申告
	・公的年金収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
給与収入	・年末調整された給与の源泉徴収票の内容に変更がない (給与の支払いを1カ所のみから受けている場合に限る)	申告不要
	・給与収入が2000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える	所得税の確定申告
	・2カ所以上からの支払いを受けており、合算して年末調整されていない ・給与収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
	・所得金額より所得控除が少ない場合(所得税が課税される) ・所得金額より所得控除が多い場合(所得税が課税されない)	所得税の確定申告

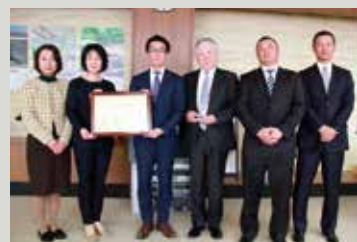
▷複数の項目に該当する場合、手続きの優先順位は、①所得税の確定申告②市・県民税の申告③申告不要です。また、所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。

一般的なフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。

桑名法人会が国税庁長官表彰を受賞しました

桑名法人会は、桑名税務署管内にある企業約1,600社でつくる公益社団法人で「子ども税金クイズ大会」、「税に関する絵はがきコンクール」のほか、学校でも租税教室を積極的に開いています。

その地域社会への正しい税知識の普及に多大な貢献があったことが評価され、「租税教育推進校等表彰」の中で最高位の国税庁長官表彰を受賞しました。



問 市・県民税の申告について…税務課 ☎ 24-1149、24-1150 FAX 24-1253
 所得税の確定申告について…桑名税務署 ☎ 22-5121